

## 2017 人事院勧告に対する自治労見解

1. 人事院は8月8日、本年の官民較差に基づき、月例給を631円・0.15%、一時金を0.10月引き上げる勧告を行った。

月例給、一時金ともに、4年連続の引き上げ勧告となったことは、2017春闘における民間企業の賃上げ実態を踏まえつつ、組合員の期待にも一定程度応える内容といえる。

月例給の配分について、初任給や若年層に重点を置きつつも、再任用職員を含む、すべての号俸の引き上げを行ったことについては、一定の評価ができる。なお、一時金の引き上げ分を期末手当ではなく、4年連続で勤勉手当にあてたことは不満の残るところである。
2. また、俸給表は平均0.2%引き上げ改定としたものの、較差のうち、実際に俸給表へ配分されることになる原資は456円にとどまり、119円は昨年と同様に、本府省業務調整手当の前倒し改定に配分されることとなった。

給与制度の総合的見直しによる現給保障を受ける職員がいるため、俸給表をプラス改定しても原資が十分に活用できないための措置ではあるが、地方公務員において存在しない手当による較差解消法とされたことについては、自治労としては遺憾と言わざるを得ない。
3. 行政職俸給表（一）6級相当以上で55歳を超える職員の俸給等の1.5%減額支給措置および俸給水準引き下げの経過措置が2018年3月をもって廃止される。経過措置の廃止等に伴って生じる原資の残余分を用いて、2015年1月1日に実施された1号昇給の抑制について、2018年4月1日時点で37歳に満たない職員の号俸を1号俸上位に調整することが勧告されている。地方公務員においては、引き続き経過措置の継続を求めるとともに、昇給抑制を実施している自治体においても、全年齢を対象に同様の措置を求めるものである。
4. その他、公務員人事管理に関する報告のなかで、働き方改革について、人事院は重要性を前面に打ち出したものの、勤務時間管理や上限規制などを含めた、より実効性のある具体策に踏み込まなかったことは、職員の健康・安全や人材の確保、働きやすい職場づくりの観点から見ても残念と言わざるを得ない。さらに、雇用と年金の接続に関わり、政府が骨太方針に「公務における定年延長の具体的検討」を明記したことから、人事院の主体的な対応が求められたが、積極的な提言とはならなかった。引き続き、公務労協と連携

し政府・人事院に対して現場実態を踏まえた要請を行っていく。

5. さらに、非常勤職員の給与について、国においては本年7月に勤勉手当に相当する給与の支給に努めることを追加するなど、非常勤職員の給与に関する指針が改正されたことから、改正内容に沿った処遇改善が確実に実施されるよう求めるものである。地方においても地方公務員法等の改正も踏まえ、臨時・非常勤等職員の組織化と給与改善に積極的に取り組む。
6. 今後は、政府による勧告の取り扱いが焦点となる。秋の臨時国会においては、支持率の低迷にあえぐ安倍政権の動向が不透明ではあるが、政府に対し、本年の官民較差に基づく給与引き上げの実施、また退職給付の見直しについての交渉・協議もあわせて、強く求めていく。
7. 自治労は、2017 秋季闘争・賃金確定闘争を通じて人事委員会対策を強化し、要請・交渉に直ちにに取り組む。人事委員会に対して、公民較差プラス分は、給料表引き上げに確実にかつ広範に配分することを求める。同時に、首長との早期の協議を開始し、交渉・合意による賃金確定をはかる。本部は、各自治体における労使交渉結果の尊重とともに、国が不当な干渉を行うことのないよう、総務省・国会対策を強化する。こうした取り組みを通じ、自治労運動の基本である「自らの賃金・労働条件は、労使交渉によって決定する」という原則をさらに徹底し、産別統一闘争の推進にむけ、単組・県本部・本部が一体となった取り組みを全力で展開する。

2017 年 8 月 8 日  
全日本自治団体労働組合